

デイサービス しらとり 白鳥

「介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業所」

重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定介護予防・日常生活総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
- 7 写真掲載について
- 8 個人情報保護に関する同意書について

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 シルバーアシストのぼの |
| (2) 法人所在地 | 三重県亀山市能褒野町87番地14 |
| (3) 電話番号 | 0595-85-3525 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 豆子里美 |
| (5) 設立年月 | 平成21年4月27日 |

2. 事業所の概要

- | | | |
|-------------|--|-------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防通所介護事業所 | 平成26年1月1日指定 |
| (2) 事業所の目的 | 利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。 | |
| (3) 事業所の名称 | デイサービス 白鳥 (平成26年1月1日指定 | 2470400694) |
| | (平成30年4月1日指定 | 24A0400374) |
| (4) 事業所の所在地 | 三重県亀山市能褒野町87番地7 | |

- (5) 建物の構造 木造平屋建
- (6) 建物の延べ床面積 110.55㎡ (デイサービス 99.78㎡)
- (7) 電話番号 0595-86-5292
- (8) 管理者氏名 豆子佑樹
- (9) 当事業所の運営方針 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (10) 開設年月 平成26年1月1日
- (11) 利用定員 19人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 亀山市 鈴鹿市北西部
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金(土、日曜日及び12月30日～1月3日は休み)
営業時間	月～金 8時00分～17時00分
サービス提供時間	月～金 8時45分～16時20分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防・日常生活総合事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	備考
1. 管理者	1名	常勤兼務
2. 介護職員	4名	常勤専従2名 (管理者と生活相談員)
3. 生活指導員	2名	常勤専従
4. 機能訓練指導員	1名	非常勤専従
5. 看護職員	2名	非常勤専従

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：8：00～17：00 ☆原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をします。
2. 生活指導員	勤務時間：8：00～17：00 (平成24年5月1日より) ☆原則として1名の生活相談員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

【1】 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の法令等で定められた負担割合額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

（食事時間）

12：00～13：00

②入浴

・入浴（含シャワー浴）又は清拭を行います。

③排泄

・ご利用者の排せつの介助を行います。

〈サービス利用料金（1月あたり）〉 (契約書第 6 条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（当施設の地域区分が6級地になるため、単位数に 10.27 円 を乗じた金額が料金になります。尚、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。）

◎ 介護予防・日常生活総合事業のご利用の場合（月額）

ご利用者の要介護	サービス利用単位	①サービス利用料金	②介護保険から給付される金額	③サービス利用に係る自己負担額 ①－②
事業対象者 要支援 1	1,655	16,996 円	15,296 円	1,700 円
要支援 2	3,393	34,846 円	31,361 円	3,485 円

付記：上記金額につきましては1月の利用料を整数化して表記した数字です

ご利用者の要介護	サービス利用単位	①サービス利用料金	②介護保険から給付される金額	③サービス利用に係る自己負担額 ①－②
事業対象者 要支援 1 1月4回まで	380	3,902 円	3,511 円	391 円
要支援 2 1月5回から 8回まで	391	4,015 円	3,613 円	402 円

付記：上記金額につきましては1月の利用料を整数化して表記した数字です

※科学的介護推進体制加算 40 単位/月 科学的介護情報システム（LIFE）

科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的として、LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCA サイクル・ケアの質の向上を図る取組みを推進する。

※サービス提供体制強化加算（I） 事業対象者・要支援 1 88 単位/月

要支援 2 176 単位/月

①指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。

②指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。

◎ 介護職員処遇改善加算（I）として、上記基本サービス・加算の所定単位数の合計に 9.2%の加算率を乗じたサービス単位数（小数点以下四捨五入）に単位数単価 10.27 円を乗じた額の 10%が自己負担額としてかかります。（小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。）

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご利用者に提供する食事の材料等に係る費用は別途いただきます。（下記（3）①参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

【2】介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食費

ご利用者に提供する食事の材料等にかかる費用です。

食事 1 回分につき 600 円 おやつ 1 日分につき 100 円

②レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者及びご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 白黒 10円 カラー 30円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代・・・おむつ交換 1 回につき 実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

【3】利用料金のお支払い（契約書第 6 条参照）

◎ サービス利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、ご契約者はこれを翌月 26 日までに支払うものとします。詳しくは、ご契約者はサービス利用料金を、毎回のサービス利用終了時に支払うものとします。

【4】利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

◎ 利用予定日の前に、ご契約者及びご利用者の都合により、指定介護予防・日常生活総合事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

◎ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

◎ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

【6】苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎ 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 豆子佑樹

◎ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

《また、苦情受付ボックスを入口に設置しています》

（2）行政機関その他苦情受付機関

亀山市社会福祉協議会	所在地 亀山市羽若町 545 電話番号 0595-83-3575 FAX 0595-83-1578 受付時間 9時 ～ 17時
国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県自治館内 電話番号 059-228-9151 FAX 059-228-5319 受付時間 9時 ～ 17時
三重県社会福祉協議会	所在地 津市桜橋 2 丁目 131 電話番号 059-227-5145 FAX 059-222-0305 受付時間 9時 ～ 17時

【7】写真記載のお願い

日頃のデイサービスでの暮らしや行事での写真撮影をおこなっており、利用者様の写真を紙面やInstagramやホームページに掲載したいと考えております。つきましては、写真の掲載について皆様のご同意をいただきます。

1. 次にあげる者への写真の掲載

- ① ホームページ、パンフレット等広報目的
- ② 鈴鹿亀山地区広域連合（含む亀山市）への報告書類
- ③ 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）への報告書類
- ④ デイサービス白鳥での掲示

2. 掲載にあたって

- ① 広報目的の写真は、一個人がアップの状態の写真は掲載しません。
- ② 広報目的の写真は、事前に掲載内容について確認をお願いします。
- ③ 利用者様、ご家族様からの削除依頼があった場合は速やかに削除します。

【8】 個人情報に関する同意書

当事業所は、利用者の個人情報を適切に取り扱うために、個人情報に関連する厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を基本にサービスの提供を行います。

【使用目的】

1. 当事業所の情報利用目的

- (1) 介護サービスを提供する際
- (2) 介護保険事務
- (3) 事故等の報告
- (4) 当該利用者の介護サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供に伴う利用目的

- (1) 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や地域包括支援センターとの連携
(サービス担当者会議)、照会への回答
- (2) 利用者の診察等に当たり、医師への情報提供を求められた場合
- (3) 介護保険審査支払い機関へのレセプトの提出など
- (4) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

「上記以外の利用目的」

当事務所内部での利用目的

- (1) 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- (2) 当事務所の運営推進会議における情報提供
- (3) 当事務所において行われる学生等の実習への協力
- (4) 当事務所において行われる事例研究
- (5) 事業所の情報公開のための情報開示
- (6) 外部監査機関への情報提供
- (7) 第三者評価機関への情報提供

年 月 日

指定介護予防・日常生活総合事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名

デイサービス 白鳥 管理者 豆子佑樹 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防・日常生活総合事業サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名・続柄

⑩

代筆者名・続柄

⑩

利用者 住所

氏名・続柄

⑩

代筆者名・続柄

⑩

2024.06.01 改定